【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年3月15日提出
【計算期間】	NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり） 第16期特定期間（自　2022年6月16日　至　2022年12月15日） NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり） 第16期（自　2022年6月16日　至　2022年12月15日）
【ファンド名】	NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり） NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）
【発行者名】	NNインベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　南原啓太
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア
【事務連絡者氏名】	高橋英則
【連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア
【電話番号】	03－4567－0652
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】
第1【ファンドの状況】
1【ファンドの性格】
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

＜NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）＞
当ファンドは、主としてケイマン籍外国投資信託（円建て）の「ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ）」受益証券および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」受益証券に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）＞
当ファンドは、主としてケイマン籍外国投資信託（円建て）の「ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）」受益証券および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」受益証券に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）＞
＜NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）＞
当ファンドは追加型投信／海外／不動産投信に属しています。
追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外／不動産投信とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が海外の不動産投信を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

商品分類表
＜NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）＞
＜NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

属性区分表
＜NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（不動産投信））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分表
＜NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（不動産投信））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産（投資信託証券（不動産投信））とは、投資信託約款において投資信託証券を通じて主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域の欧州とは、投資信託約款において、組入れ資産による投資収益が欧州の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）をご覧ください。

＜信託金の限度額＞

○委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき5,000億円を上限として信託金を追加することができます。
○委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

※下記の「ファンドの特色」には、当ファンドと実質的な投資対象資産（欧州の不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式）が同じで、為替戦略の異なるファンドの情報を合わせて説明している部分があります。

1. 欧州のリートを実質的な主要投資対象とします。

- ケイマン籍の「ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド」への投資を通じて、欧州の上場不動産投資信託証券（リート）を中心に投資します。投資国の分散、流動性確保の目的などのため、不動産事業会社の株式にも投資します。
  ＊上記のケイマン籍外国投資信託において、原則として、純資産総額の70％以上を欧州のリートに投資します。
- 運用においては、ボトムアップアプローチにより投資銘柄を選定し、国やクラスター（同じような特性を持つ銘柄を集めたサブ・セクター）の分散を勘案してポートフォリオを構築します。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

2. 主要投資対象とする投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントB.V.が行います。

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントB.V. は、ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグループ会社です。

3. 為替ヘッジの有無と決算頻度の違いに応じて4本からお選びいただけます。

		決算頻度	
		毎月決算コース 決算日※1に収益分配を行います。	資産形成コース 年2回※2決算を行います。
為替	為替ヘッジなし 対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。	NN欧州リート・ファンド （毎月決算コース／為替ヘッジなし）	NN欧州リート・ファンド （資産形成コース／為替ヘッジなし）
	為替ヘッジあり 対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。	NN欧州リート・ファンド （毎月決算コース／為替ヘッジあり）	NN欧州リート・ファンド （資産形成コース／為替ヘッジあり）

※1 毎月決算コースの決算日は毎月15日（休業日の場合は翌営業日）です。
※2 資産形成コースの決算日は毎年6月15日および12月15日（休業日の場合は翌営業日）です。
＊分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
＊分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金額の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
＊後掲の「収益分配金に関する留意事項」を必ずご覧ください。

（注）資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

リートについて

リートとは

●リートとは、Real Estate Investment Trustの略称で、不動産投資信託証券のことをいいます。

リートの仕組み

●リートは、オフィスビルや商業施設などの不動産を保有・売買することで得られる賃料収入や売買益等を収益として、不動産の運営・管理に必要な経費等を差し引いて残った利益のほとんどを配当金として投資家に支払います。

リートの主な価格変動要因

金利	低下	＋	金利の低下は資金調達コストの低下につながります。
	上昇	－	金利の上昇は資金調達コスト増大につながります。
景気動向 不動産市況	好況	＋	賃料や不動産の稼働率が上昇し、不動産価格の上昇が期待できます。
	不況	－	賃料や不動産の稼働率が低下し、不動産価格の下落につながります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

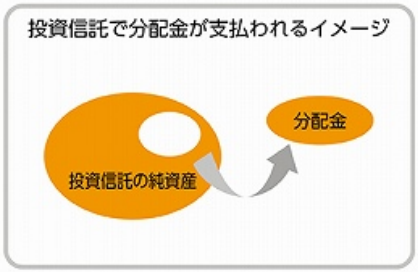

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

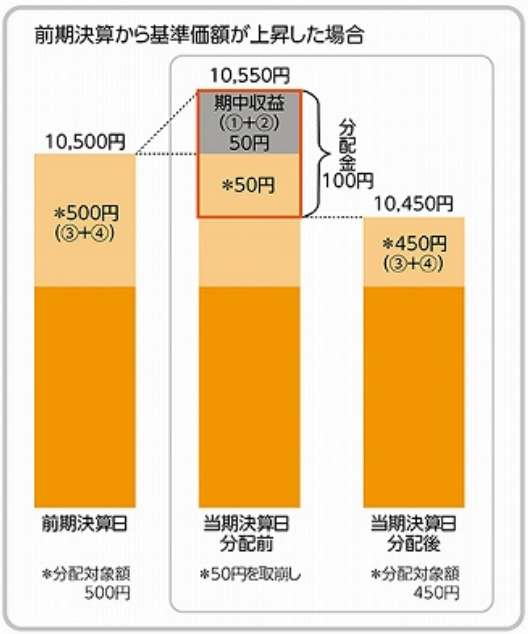

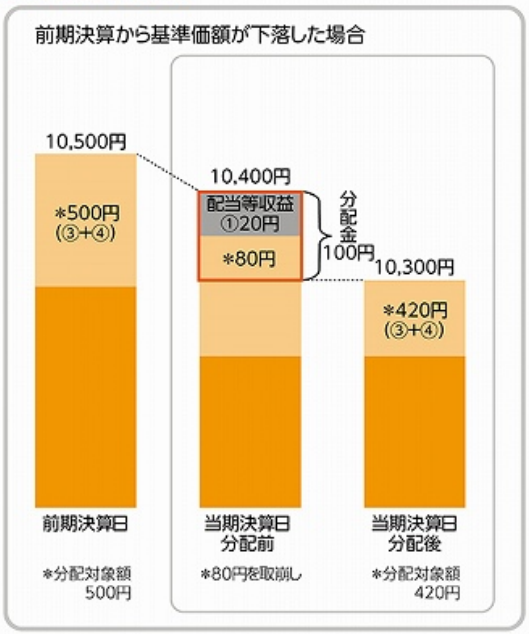

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

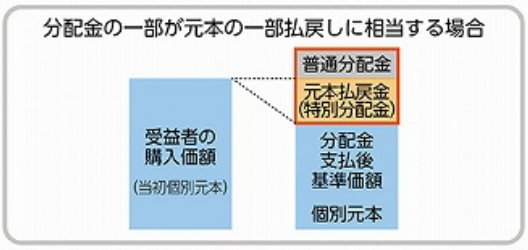

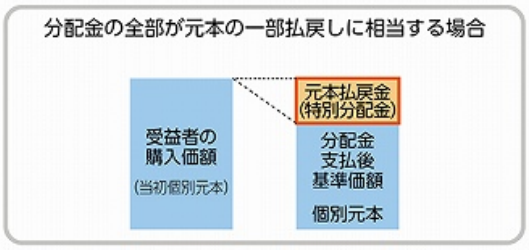

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通金分配：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

＜投資対象とする投資信託証券の概要＞

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ） ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）
ファンドの形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）
投資態度	①欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。 ②不動産投資信託証券への投資比率は、原則として、信託財産の純資産総額の70％以上とします。 ③不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式への投資にあたっては、ボトムアップアプローチにより投資銘柄を選定し、国やクラスター（同じような特性を持つ銘柄を集めたサブ・セクター）の分散を勘案してポートフォリオを構築します。 ④同一銘柄の不動産投資信託証券および株式への投資比率は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。 ⑤保有資産について対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。 ⑥資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。
運用報酬	純資産総額に対して年率0.58％ ただし、監査費用等、ファンド運営に関する費用が別途かかります。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントB.V.（オランダ・ハーグ）

※ファンドの名称および投資顧問会社の商号が2023年3月6日付で変更になりました。

変更前	変更後
NNケイマン・ファンズⅡ－NN（C）ヨーロピアン・リート・ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ）	ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ）
NNケイマン・ファンズⅡ－NN（C）ヨーロピアン・リート・ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）	ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）

変更前	変更後
NNインベストメント・パートナーズB.V.	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントB.V.

ファンド名	NN短期債券マザーファンド
ファンドの形態	国内籍投資信託（円建て）
投資態度	①主として残存期間の短い日本の債券に投資します。 ②運用にあたっては流動性を高位に保持します。 ③ポートフォリオの構成にあたっては少数銘柄に偏ることなく分散投資に留意し、インカムゲインの獲得を目指すとともに、リスクの低減に努めます。 ④ポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。 ⑤ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付は原則としてA格以上に保ちます。 ⑥資産運用は ⑴ イールドカーブの分析とポジショニングの決定 ⑵ 銘柄の選定 ⑶ リスクコントロール の3つのステップで行います。 ⑦FTSE世界マネーマーケットインデックス（日本円3ヵ月ユーロ預金）をベンチマークとします。 ⑧円貨建資産に投資することを原則としますが、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断により外貨建資産に投資することもあります。この場合、為替リスクについてはフルヘッジします。 ⑨資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。
運用管理費用 （信託報酬）	ありません
委託会社	NNインベストメント・パートナーズ株式会社

(2)【ファンドの沿革】

2015年1月30日 当初設定、信託契約締結、運用開始

2015年4月7日 ファンドの名称を「NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）」、「NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券等に直接投資するのではなく、投資信託証券に投資することにより運用を行う仕組みです。

［運用の仕組み］

＜NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）＞

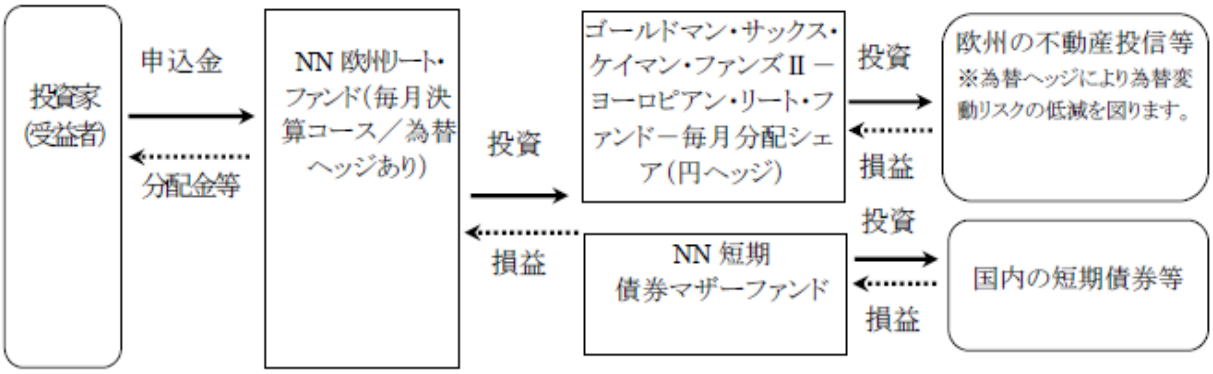

＜NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）＞

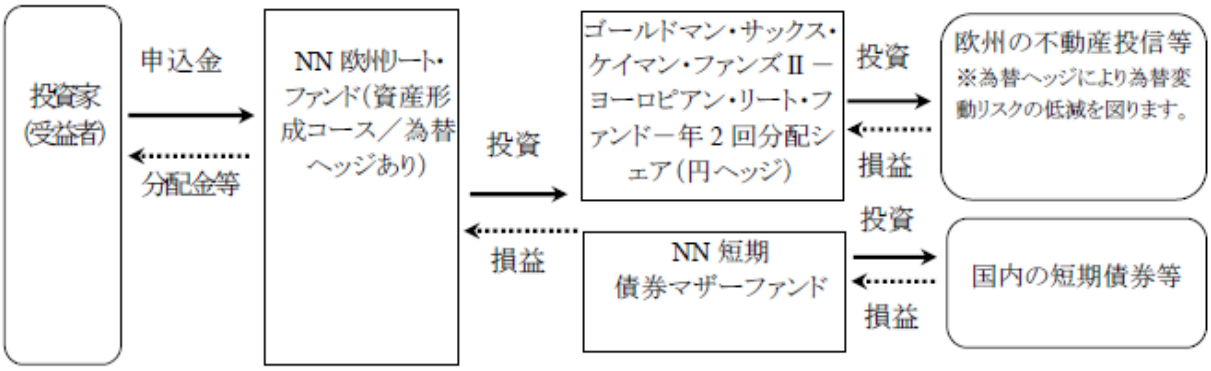

＜ファンドの関係法人図＞

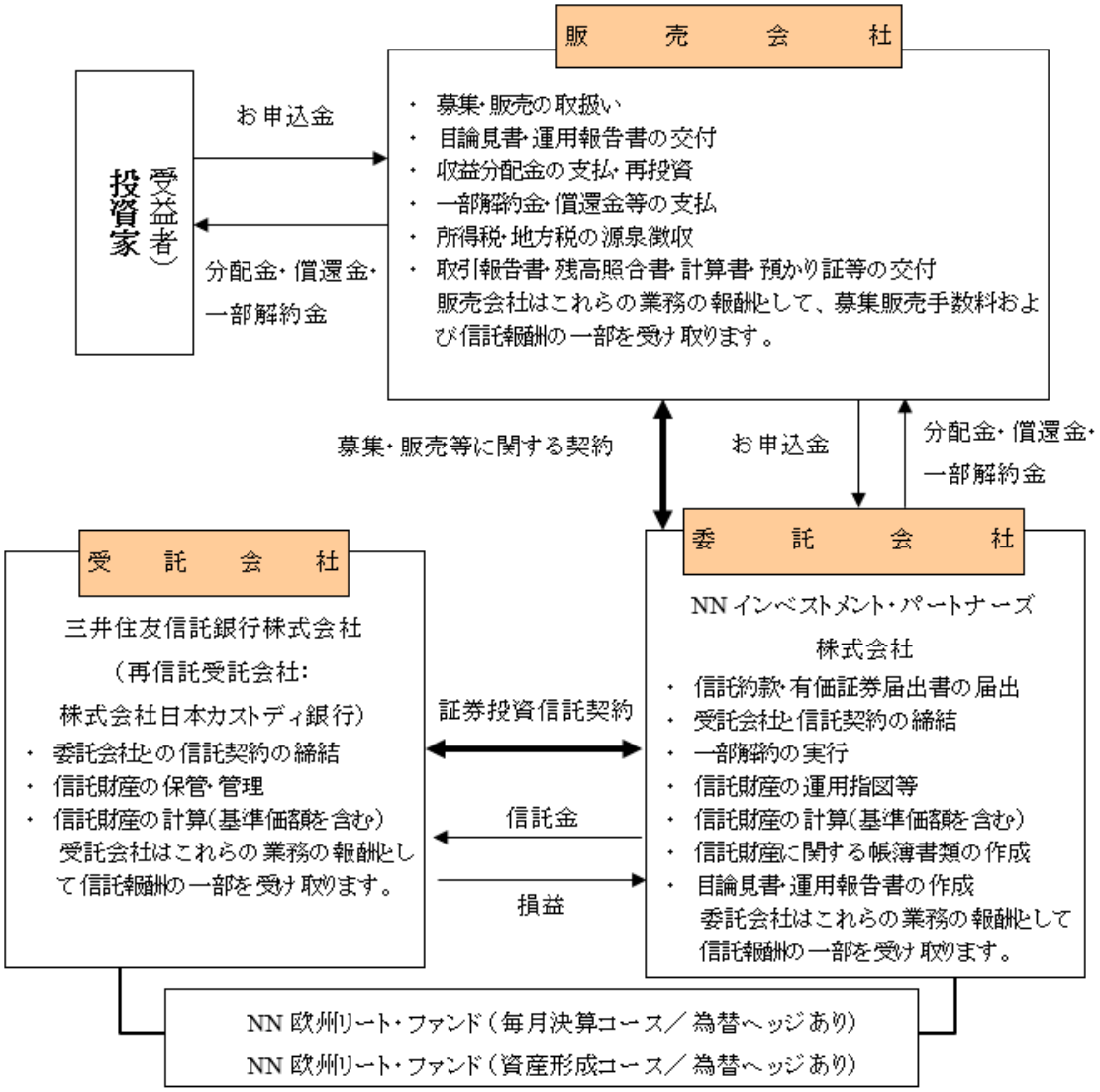
販　売　会　社
・募集・販売の取扱い
・目論見書・運用報告書の交付
・収益分配金の支払・再投資
・一部解約金・償還金等の支払
・所得税・地方税の源泉徴収
・取引報告書・残高照合書・計算書・預かり証等の交付
販売会社はこれらの業務の報酬として、募集販売手数料および信託報酬の一部を受け取ります。
投資家（受益者）
お申込金
分配金・償還金・一部解約金
募集・販売等に関する契約
お申込金
分配金・償還金・一部解約金
受　託　会　社
三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託会社：
株式会社日本カストディ銀行）
・委託会社との信託契約の締結
・信託財産の保管・管理
・信託財産の計算（基準価額を含む）
受託会社はこれらの業務の報酬として信託報酬の一部を受け取ります。
証券投資信託契約
信託金
損益
委　託　会　社
NNインベストメント・パートナーズ
株式会社
・信託約款・有価証券届出書の届出
・受託会社と信託契約の締結
・一部解約の実行
・信託財産の運用指図等
・信託財産の計算（基準価額を含む）
・信託財産に関する帳簿書類の作成
・目論見書・運用報告書の作成
委託会社はこれらの業務の報酬として信託報酬の一部を受け取ります。
NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）
NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

＜契約の主要な内容＞
○募集･販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）
募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
○証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）
証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

＜委託会社の概況（本書提出日現在）＞
○資本金 4億8,000万円
○沿革

1999年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
1999年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得（金融再生委員会第16号）投資顧問業の登録（関東財務局長第884号）
2000年11月30日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成12年法97附則第9条に基づく投資信託委託業のみなし認可
2005年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得（内閣総理大臣第56号）
2007年9月30日	金融商品取引業のみなし登録（関東財務局長（金商）第300号）
2015年4月7日	商号を「NNインベストメント･パートナーズ株式会社」に変更
2022年4月11日	ゴールドマン･サックス･アセット･マネジメントの一員となる

※ゴールドマン･サックス･グループは、NNグループの資産運用部門であるNN インベストメント･パートナーズ（NN IP）の買収手続きを2022年4月11日に完了し、これにより、NN IPは、ゴールドマン･サックス･アセット･マネジメントのグループ会社となりました。

○大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
ゴールドマン･サックス･アセット･マネジメント･インターナショナル･ホールディングスB.V.	オランダ王国ハーグ市2595AKプリンセスヴァトリックスラーン35	9,350株	100%

※委託会社ではグループの定める「責任投資ポリシー」に沿った運用を行っています。これにより、委託会社が提供する商品においては、原則として、武器の製造や取引を行う企業やたばこ関連商品の生産を行う企業といった同ポリシーで投資を規制している企業への投資を制限しています。

2【投資方針】
(1)【投資方針】
①基本方針
この投資信託は投資信託証券への投資を通じて信託財産の成長を目指して運用を行います。
②投資態度
○ケイマン籍外国投資信託（円建て）※および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」を主要投資対象とします。
○主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）に投資します。
○主要投資対象とする外国投資信託では対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
○主要投資対象とする外国投資信託への投資比率を高位に維持することを基本とします。
○資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

※各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の名称

ファンド名	主要投資対象とする外国投資信託の名称
NN欧州リート･ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）	ゴールドマン･サックス･ケイマン･ファンズⅡ－ヨーロピアン･リート･ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ）
NN欧州リート･ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）	ゴールドマン･サックス･ケイマン･ファンズⅡ－ヨーロピアン･リート･ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）

※投資先ファンドの選定の方針
欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）に投資すること、および対円での為替ヘッジを行う方針からゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ）およびゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）を選定しました。

(2)【投資対象】
①投資の対象とする資産の種類
当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（信託約款第15条）
1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
a有価証券
b金銭債権
c約束手形
2.次に掲げる特定資産以外の資産
a為替手形

②委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍外国投資信託（円建て）受益証券およびNNインベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたNN短期債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（信託約款第16条第1項）
aコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
b外国または外国の者の発行する証券または証書で、前aの証券の性質を有するもの
c国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
d指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、前cの証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。（信託約款第16条第2項）
a預金
b指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
cコール・ローン
d手形割引市場において売買される手形

④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前③に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

※ファンドの純資産総額の10％を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は以下のとおりです。

投資先ファンドの名称	ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ） ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）
運用の基本方針	主に欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

主要な投資対象	**欧州の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券および不動産事業会社の株式（預託証券（DR）等を含みます。）**
委託会社の名称	**投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントB.V.（オランダ・ハーグ）**

(3)【運用体制】

①運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、15名程度が当該業務に従事しております。

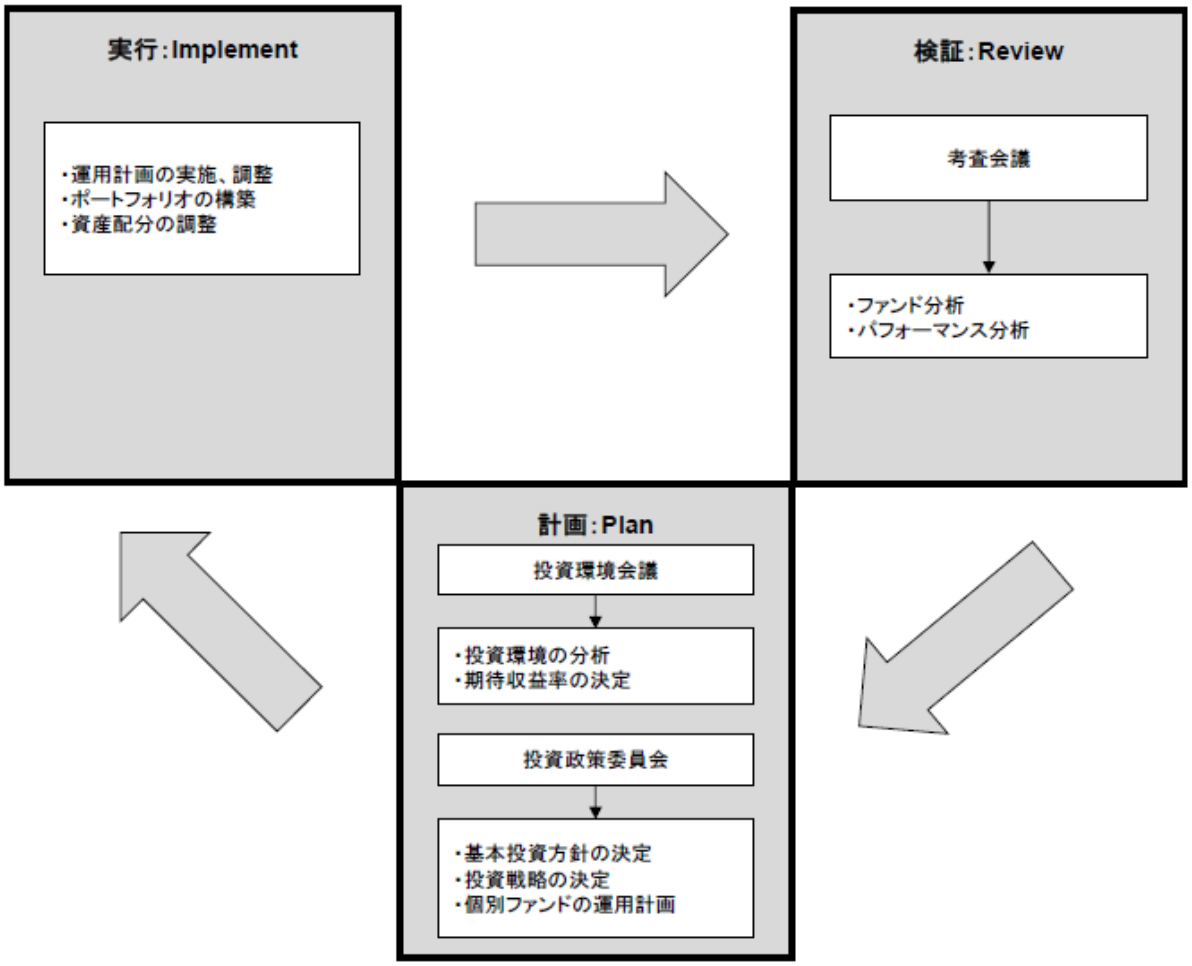

「計画：Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

①為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証

②株式、債券のバリュエーションを検討

③マクロ経済シナリオを決定

④各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

①投資方針を承認

②投資実績の報告

③ファンドの運用計画書の承認

④複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行：Implement」

①運用計画の実施・調整

②調査結果の討議

③ポートフォリオの見直し

「検証：Review」

月次で開催される考査会議の主な内容は下記の通りです。

①ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証

②ファンドパフォーマンスの要因分析

＜受託会社に対する管理体制＞
受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、リスク管理部門に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

業務部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

(4)【分配方針】
＜NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）＞
毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎月15日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。
①分配対象額の範囲
分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②分配対象額についての分配方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。なお、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
③留保益の運用方針について
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

＜NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）＞
毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎年の6月15日および12月15日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。
①分配対象額の範囲
分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②分配対象額についての分配方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
③留保益の運用方針について
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】
①信託約款における投資制限
a投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
b同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の10％以内とします。
c外貨建資産への直接投資は行いません。

※当ファンドでは外貨建資産への直接投資は行いませんが、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託において外貨建資産への投資を行います。

d一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

e資金の借入れ（信託約款第25条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて外貨建ての不動産投信や株式など値動きのある証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク（以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。）を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①価格変動リスク

不動産投信や株式は企業の業績、経済･政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。

②信用リスク

不動産投信や株式の発行体企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該不動産投信や株式の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。

③為替変動リスク

投資対象とする投資信託証券において、保有する外貨建資産について対円で為替ヘッジを行い為替変動の影響の低減を図りますが、完全に為替変動の影響を排除することはできません。また、為替ヘッジを行う際、日本円の金利がヘッジを行う通貨の金利よりも低い場合、この金利差相当分のヘッジコストがかかります。このヘッジコストの分だけ当ファンドの収益率が低下する要因となります。

④不動産投信特有のリスク

1. 不動産の賃貸市場や売買市場、金利環境、経済情勢などの影響を受けて、不動産投信が保有する物件の賃貸料収入が減少したり、保有物件そのものの価格が下落したりすることで、当ファンドの基準価額の下落や分配金の減少の可能性があります。
2. 不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することで不動産投信の価格も下落することがあります。さらには実質的に保有する不動産が地震や火災の被害を受け、保険等による十分かつ迅速な補償が見込まれない場合など、予測不可能な事態によって当ファンドの基準価額の下落や分配金の減少の可能性があります。
3. 不動産投信の配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、不動産投信の相対的な魅力度が変化します。金利が上昇する局面において、不動産投信の配当利回りの水

準に変化がない場合は不動産投信の価格が下落する要因になります。また、借入金利が上昇した場合には金利負担が増大するため、不動産投信の価格が下落する要因となります。ただし、景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では必ずしも不動産投信の価格が下落するとは限りません。

⑤カントリーリスク

一般に不動産投信や株式への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。

⑥流動性リスク

不動産投信や株式等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする有価証券の流通量が少ない場合等には、最適と考えるタイミング･価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

⑦換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治･経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

⑧有価証券の貸付におけるリスク

投資対象とする投資信託証券では有価証券の貸付を行うことがあります。有価証券の貸付においては、取引相手先に関するリスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されるリスク）がありますので投資対象とする投資信託証券が損失を被る可能性があります。投資対象とする投資信託証券が損失を被った場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

⑨投資対象に係る留意点

当ファンドは、特定の業種、特定の国･地域に絞った銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築しますので、各種のリスクが相対的に大きくなる傾向にあり、当ファンドの基準価額の動きが大きくなる場合があります。

⑩その他の留意点

1. 投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、当ファンドは繰上償還します。
2. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑵ リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令･規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

①日常のリスク管理

投資に関するリスクは、運用部門およびリスク管理部門等によってモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々、コンプライアンス部門が売買の内容等をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングは運用部門およびリスク管理部門等が実施しています。

②考査会議（月次）

ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考査します。

③コンプライアンス委員会（月次）

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買	日次	コンプライアンス部門が売買の内容等をチェック
投資ガイドライン 投資に関するリスク、ファンドの組入資産の流動性リスク	日次	運用部門およびリスク管理部門等によりモニター

考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守･業務ﾘｽｸ状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス部門が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

＜ファンドのリスク管理体制＞

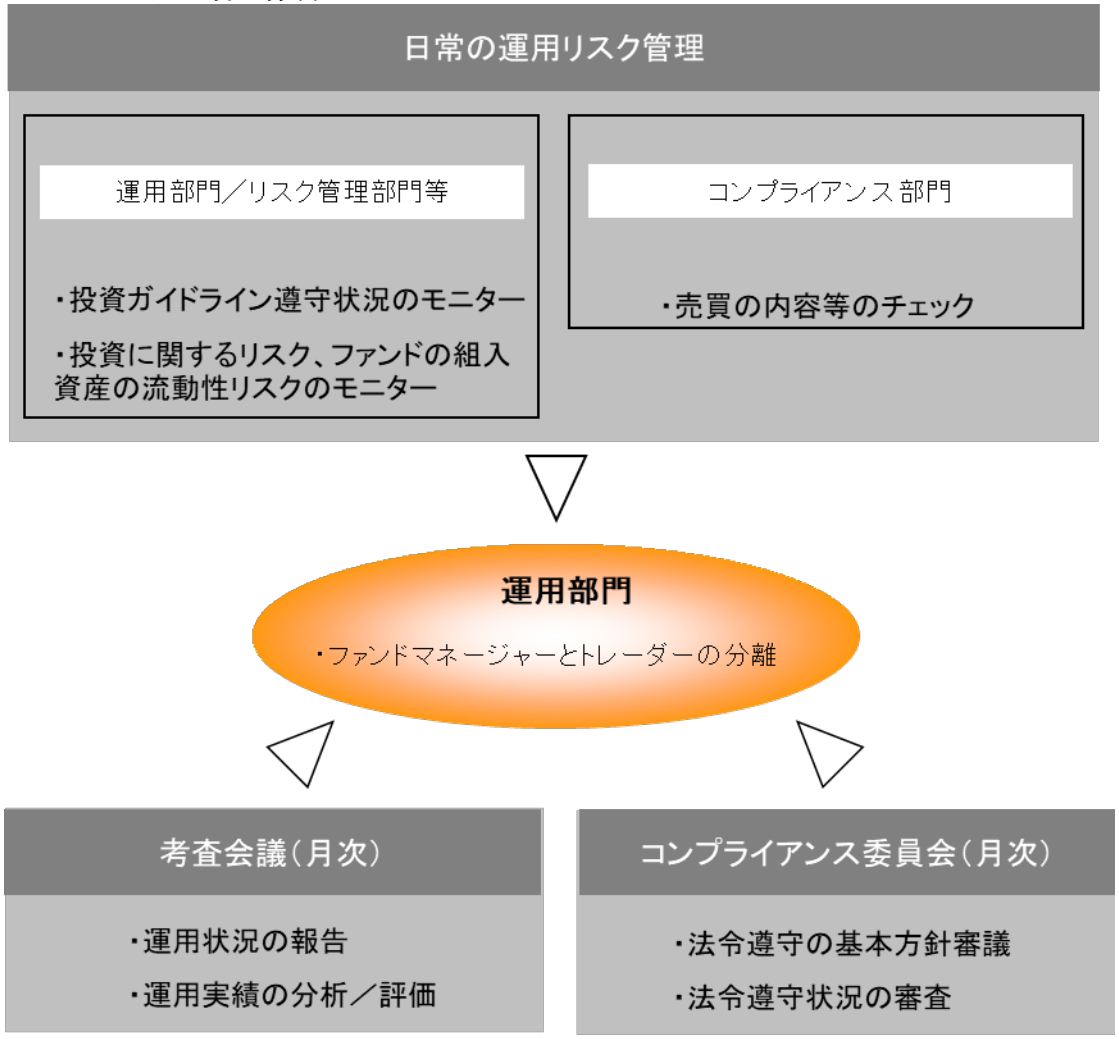

参考情報

NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

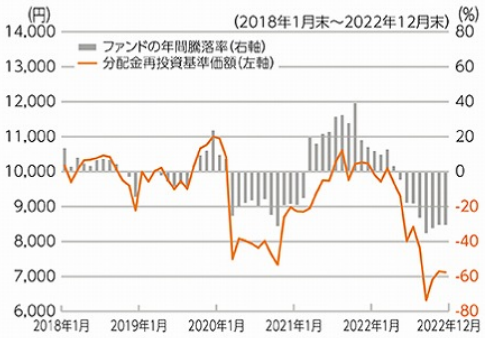

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

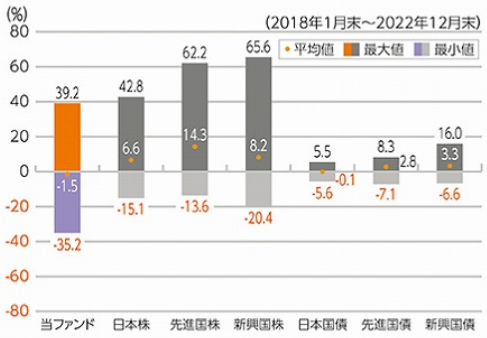

NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

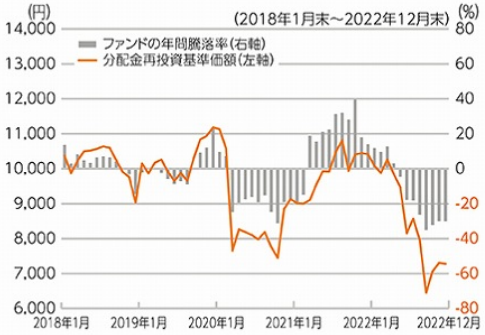

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

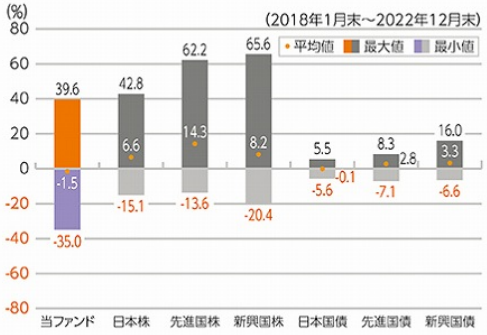

左グラフは2018年1月から2022年12月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日 本 株…Morningstar 日本株式指数
先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
新興国株…Morningstar 新興国株式指数
日本国債…Morningstar 日本国債指数
先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

〈各指数の概要〉

日 本 株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar,Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式(除く日本)指数は、Morningstar,Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar,Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

当ファンドは、Morningstar,Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar,Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマークおよびサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性および／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金＊あるいは取得申込口数に応じて、3.85%（税抜き 3.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は、ファンドあるいは投資環境に関する情報提供等、ならびにファンドの購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

＊ 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

〇お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03－4567－0653（営業日の9：00～17：00）

②販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

③販売会社によってはファンド間のスイッチングを行うことができます。スイッチング時の手数料等、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、信託終了前のご換金の際に「信託財産留保額」をご負担いただきます。詳細は「第2 管理及び運営」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。「信託財産留保額」は換金を行う受益者と保有を継続する受益者との公平を図るためのもので、換金により発生する組入れ資産の売却等の費用を賄うために信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.023%（税抜き0.93%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

②信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産総額に対し 年率0.22%（税抜き 0.20%）
	販売会社 当該純資産総額に対し 年率0.77%（税抜き 0.70%）
	受託会社 当該純資産総額に対し 年率0.033%（税抜き 0.03%）

※信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社：ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等を行います。

販売会社：購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行います。

受託会社：信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

③上記②の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

④当ファンドの信託報酬の他に、投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、実質的な信託報酬は最大で年率1.603%（税込み）程度となります。なお、投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。また、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、投資対象とする投資信託証券における取引頻度や資産規模などにより当該信託報酬等および当ファンドの実質的な信託報酬の総額が上記料率を上回ることがあります。

(4)【その他の手数料等】

①ファンドの信託事務に要する諸費用（監査費用、目論見書作成費用、運用報告書作成費用等）は、ファンドの純資産総額に年率0.055％（税抜き0.05％）を乗じて得た額を上限とします。当諸費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。監査費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。

②組入有価証券の売買時の売買委託手数料、ファンドの借入金の利息、借入れの手続きにかかる費用、信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息等は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ファンドが投資対象とする投資信託証券における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録費用、法律顧問費用、資産を外国に保管する場合の費用、租税、監査費用、借入金や立替金に関する利息等は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

＜収益分配金について＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として20.315％（所得税15％　復興特別所得税0.315％　地方税5％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。また、2038年1月1日からは上記の20.315％の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20％（所得税15％　地方税5％）

＜一部解約金、償還金について＞

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして20.315％（所得税15％　復興特別所得税0.315％　地方税5％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税15％　復興特別所得税0.315％　地方税5％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、2038年1月1日からは上記の20.315％の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20％（所得税15％　地方税5％）

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315％（所得税15％　復興特別所得税0.315％）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。上記15.315％の税率は2038年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	15％（所得税15％）

＜注1＞個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

①追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

②受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＜注3＞税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

①NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

（2022年12月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	237,783,520	97.3
親投資信託受益証券	日本	2,196,537	0.9
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	4,297,644	1.8
合計(純資産総額)		244,277,701	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

（2022年12月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	95,552,210	97.1
親投資信託受益証券	日本	748,632	0.8
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	2,081,953	2.1
合計(純資産総額)		98,382,795	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]NN短期債券マザーファンドの投資状況

（2022年12月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券	日本	1,202,023,127	54.9
特殊債券	日本	200,356,615	9.1
社債券	日本	437,177,398	20.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	351,208,139	16.0
合計(純資産総額)		2,190,765,279	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（2022年12月30日現在）

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

イ）主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 (%)
NNケイマン・ファンズII－NN(C)ヨーロピアン・リート・ファンド－毎月分配シェア（円ヘッジ）（現：ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズII－ヨーロピアン・リート・ファンド－毎月分配シェア(円ヘッジ)）	-	497,039,132	0.49	245,736,146	0.47	237,783,520	97.3
NN短期債券マザーファンド	-	2,097,935	1.0470	2,196,537	1.0470	2,196,537	0.9

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ）種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.3
親投資信託受益証券	0.9
合計	98.2

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

イ）主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 (%)
NNケイマン・ファンズII－NN(C)ヨーロピアン・リート・ファンド－年2回分配シェア（円ヘッジ）（現：ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズII－ヨーロピアン・リート・ファンド－年2回分配シェア(円ヘッジ)）	-	123,660,166	0.79	98,730,276	0.77	95,552,210	97.1
NN短期債券マザーファンド	-	715,026	1.0470	748,632	1.0470	748,632	0.8

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ）種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.1
親投資信託受益証券	0.8
合計	97.9

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

[参考]NN短期債券マザーファンドの投資状況

①投資有価証券の主要銘柄(2022年12月30日現在)

イ)主要投資銘柄（全16銘柄）

	種類	国名	銘柄名	利率(%)	償還期限	額面	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	地方債証券	日本	第121回共同発行市場公募地方債	0.570	2023/4/25	200,000,000	100.17	200,359,966	100.17	200,359,966	9.1
2	地方債証券	日本	平成30年度第3回京都府公募公債	0.030	2023/6/22	200,000,000	100.04	200,083,980	100.04	200,083,980	9.1
3	社債券	日本	第122回東武鉄道株式会社無担保社債	0.150	2023/1/31	137,000,000	100.00	137,011,761	100.00	137,011,761	6.3
4	地方債証券	日本	平成25年度第6回愛知県公募公債(10年)	0.877	2023/6/27	100,000,000	100.46	100,460,631	100.46	100,460,631	4.6
5	地方債証券	日本	第721回東京都公募公債	0.840	2023/6/20	100,000,000	100.39	100,397,196	100.39	100,397,196	4.6
6	特殊債券	日本	第189回政府保証日本高速道路保有･債務返済機構債券	0.541	2023/4/28	100,000,000	100.19	100,192,190	100.19	100,192,190	4.6
7	地方債証券	日本	第719回東京都公募公債	0.860	2023/3/20	100,000,000	100.18	100,189,502	100.18	100,189,502	4.6
8	地方債証券	日本	平成25年度第1回埼玉県公募公債	0.586	2023/4/18	100,000,000	100.18	100,186,601	100.18	100,186,601	4.6
9	特殊債券	日本	第131回福岡北九州高速道路公社	0.783	2023/3/20	100,000,000	100.16	100,164,425	100.16	100,164,425	4.6
10	地方債証券	日本	第196回神奈川県公募公債	0.678	2023/3/20	100,000,000	100.15	100,155,513	100.15	100,155,513	4.6
11	地方債証券	日本	平成24年度第14回北海道公募公債	0.800	2023/2/28	100,000,000	100.13	100,130,773	100.13	100,130,773	4.6
12	社債券	日本	第45回地方公共団体金融機構債券	0.791	2023/2/28	100,000,000	100.12	100,127,625	100.12	100,127,625	4.6
13	地方債証券	日本	平成30年度第2回北海道公募公債(5年)	0.030	2023/5/31	100,000,000	100.04	100,040,645	100.04	100,040,645	4.6
14	社債券	日本	第33回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	0.430	2023/1/27	100,000,000	100.02	100,027,176	100.02	100,027,176	4.6
15	地方債証券	日本	平成29年度第11回福岡市公募公債(5年)	0.040	2023/3/16	100,000,000	100.01	100,018,320	100.01	100,018,320	4.6
16	社債券	日本	第12回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	0.290	2023/1/30	100,000,000	100.01	100,010,836	100.01	100,010,836	4.6

注1:投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

注2:組入全16銘柄について記載しています。

ロ）種類別投資比率

種類	投資比率（%）
地方債証券	54.9
特殊債券	9.1
社債券	20.0
合計	84.0

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

⑶【運用実績】

①【純資産の推移】

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末　（平成27年 6月15日）	1,946	1,956	0.9294	0.9342
第2特定期間末　（平成27年12月15日）	2,772	2,787	0.8834	0.8882
第3特定期間末　（平成28年 6月15日）	2,715	2,730	0.8568	0.8616
第4特定期間末　（平成28年12月15日）	1,818	1,828	0.8151	0.8199
第5特定期間末　（平成29年 6月15日）	1,149	1,154	0.8762	0.8802
第6特定期間末　（平成29年12月15日）	929	934	0.8518	0.8558
第7特定期間末　（平成30年 6月15日）	856	860	0.8529	0.8569
第8特定期間末　（平成30年12月17日）	722	726	0.7426	0.7466
第9特定期間末　（令和 1年 6月17日）	604	606	0.7640	0.7660
第10特定期間末　（令和 1年12月16日）	526	527	0.8167	0.8187
第11特定期間末　（令和 2年 6月15日）	414	414	0.6180	0.6190
第12特定期間末　（令和 2年12月15日）	384	385	0.6469	0.6479
第13特定期間末　（令和 3年 6月15日）	429	430	0.7456	0.7466
第14特定期間末　（令和 3年12月15日）	417	418	0.7339	0.7349
第15特定期間末　（令和 4年 6月15日）	329	329	0.5925	0.5935
第16特定期間末　（令和 4年12月15日）	252	253	0.5273	0.5283
令和 3年12月末日	426	—	0.7488	—
令和 4年 1月末日	412	—	0.7242	—
2月末日	398	—	0.7084	—
3月末日	413	—	0.7353	—
4月末日	397	—	0.7042	—
5月末日	382	—	0.6751	—
6月末日	322	—	0.5808	—
7月末日	338	—	0.6091	—
8月末日	306	—	0.5651	—
9月末日	244	—	0.4560	—
10月末日	248	—	0.4978	—
11月末日	256	—	0.5132	—
12月末日	244	—	0.5104	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（平成27年 6月15日）	998	998	0.9588	0.9588
第2計算期間末　（平成27年12月15日）	1,503	1,503	0.9395	0.9395
第3計算期間末　（平成28年 6月15日）	1,243	1,243	0.9422	0.9422
第4計算期間末　（平成28年12月15日）	778	778	0.9332	0.9332
第5計算期間末　（平成29年 6月15日）	660	660	1.0359	1.0359
第6計算期間末　（平成29年12月15日）	489	489	1.0389	1.0389
第7計算期間末　（平成30年 6月15日）	387	387	1.0687	1.0687
第8計算期間末　（平成30年12月17日）	237	237	0.9580	0.9580
第9計算期間末　（令和 1年 6月17日）	242	242	1.0009	1.0009
第10計算期間末　（令和 1年12月16日）	218	218	1.0872	1.0872
第11計算期間末　（令和 2年 6月15日）	185	185	0.8406	0.8406
第12計算期間末　（令和 2年12月15日）	126	126	0.8847	0.8847
第13計算期間末　（令和 3年 6月15日）	141	141	1.0302	1.0302
第14計算期間末　（令和 3年12月15日）	140	140	1.0214	1.0214
第15計算期間末　（令和 4年 6月15日）	111	111	0.8318	0.8318
第16計算期間末　（令和 4年12月15日）	101	101	0.7525	0.7525
令和 3年12月末日	136	—	1.0419	—
令和 4年 1月末日	130	—	1.0084	—
2月末日	129	—	0.9880	—
3月末日	134	—	1.0262	—
4月末日	129	—	0.9846	—
5月末日	127	—	0.9475	—
6月末日	109	—	0.8155	—
7月末日	121	—	0.8571	—
8月末日	112	—	0.7967	—
9月末日	91	—	0.6459	—
10月末日	93	—	0.7065	—
11月末日	98	—	0.7306	—
12月末日	98	—	0.7282	—

②【分配の推移】

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	192
第2特定期間末	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	288
第3特定期間末	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	288
第4特定期間末	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	288
第5特定期間末	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	280
第6特定期間末	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	240
第7特定期間末	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	240
第8特定期間末	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	240
第9特定期間末	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	120
第10特定期間末	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	120
第11特定期間末	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	110
第12特定期間末	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	60
第13特定期間末	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	60
第14特定期間末	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	60
第15特定期間末	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	60
第16特定期間末	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	60

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	0
第2期	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	0
第3期	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	0
第4期	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	0
第5期	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	0
第6期	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	0
第7期	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	0
第8期	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	0
第9期	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	0
第10期	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	0
第11期	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	0
第12期	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	0
第13期	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	0
第14期	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	0
第15期	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	0
第16期	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	0

③【収益率の推移】

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間末	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	△5.1
第2特定期間末	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	△1.9
第3特定期間末	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	0.2
第4特定期間末	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	△1.5
第5特定期間末	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	10.9
第6特定期間末	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	△0.0
第7特定期間末	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	2.9
第8特定期間末	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	△10.1
第9特定期間末	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	4.5
第10特定期間末	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	8.5
第11特定期間末	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	△23.0

第12特定期間末	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	5.6
第13特定期間末	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	16.2
第14特定期間末	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	△0.8
第15特定期間末	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	△18.4
第16特定期間末	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	△10.0

注：各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	△4.1
第2期	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	△2.0
第3期	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	0.3
第4期	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	△1.0
第5期	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	11.0
第6期	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	0.3
第7期	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	2.9
第8期	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	△10.4
第9期	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	4.5
第10期	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	8.6
第11期	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	△22.7
第12期	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	5.2
第13期	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	16.4
第14期	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	△0.9
第15期	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	△18.6
第16期	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	△9.5

⑷【設定及び解約の実績】

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間末	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	2,107,162,549	12,540,402
第2特定期間末	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	1,372,181,708	328,361,700
第3特定期間末	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	711,938,347	680,802,601
第4特定期間末	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	217,365,285	1,156,441,955
第5特定期間末	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	25,595,712	944,607,795
第6特定期間末	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	11,707,999	231,612,196
第7特定期間末	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	74,377,148	162,143,052
第8特定期間末	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	110,473,334	141,561,566
第9特定期間末	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	5,691,171	186,917,859
第10特定期間末	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	14,808,799	161,613,420
第11特定期間末	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	49,915,602	24,443,239
第12特定期間末	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	18,002,798	93,193,113
第13特定期間末	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	5,327,135	23,961,956
第14特定期間末	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	4,538,071	11,922,421
第15特定期間末	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	5,840,957	19,150,510
第16特定期間末	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	4,184,073	80,856,938

注：第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	平成27年 1月30日～平成27年 6月15日	1,063,597,472	22,043,115
第2期	平成27年 6月16日～平成27年12月15日	794,032,751	234,910,342
第3期	平成27年12月16日～平成28年 6月15日	62,581,972	343,398,414
第4期	平成28年 6月16日～平成28年12月15日	150,823,426	636,245,076
第5期	平成28年12月16日～平成29年 6月15日	3,561,549	200,028,079
第6期	平成29年 6月16日～平成29年12月15日	6,481,152	172,967,195
第7期	平成29年12月16日～平成30年 6月15日	1,470,552	110,213,326
第8期	平成30年 6月16日～平成30年12月17日	13,057,118	127,454,315
第9期	平成30年12月18日～令和 1年 6月17日	759,951	6,906,484
第10期	令和 1年 6月18日～令和 1年12月16日	13,213,701	54,291,657
第11期	令和 1年12月17日～令和 2年 6月15日	32,340,808	13,066,723
第12期	令和 2年 6月16日～令和 2年12月15日	3,664,554	80,972,778
第13期	令和 2年12月16日～令和 3年 6月15日	2,488,494	8,508,098
第14期	令和 3年 6月16日～令和 3年12月15日	5,450,848	4,982,384
第15期	令和 3年12月16日～令和 4年 6月15日	6,105,413	9,356,638
第16期	令和 4年 6月16日～令和 4年12月15日	13,984,841	13,347,527

注：第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

基準日：2022年12月30日

NN欧州リート・ファンド(毎月決算コース／為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移

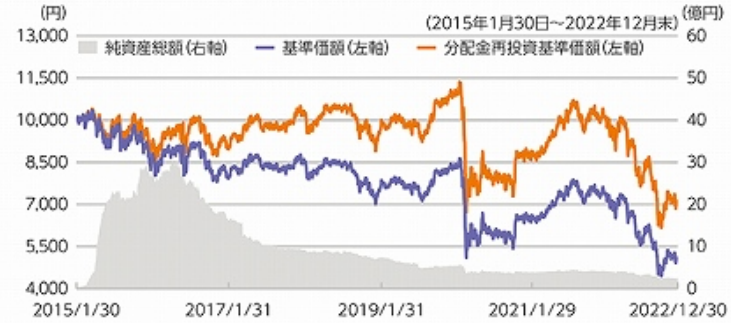

※分配金再投資基準価額、基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したとみなして計算したものです。

基準価額	5,104円
純資産総額	2.4億円

分配の推移

決算期	分配金
2022年７月	10円
2022年８月	10円
2022年９月	10円
2022年10月	10円
2022年11月	10円
2022年12月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	2,706円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

年間収益率の推移

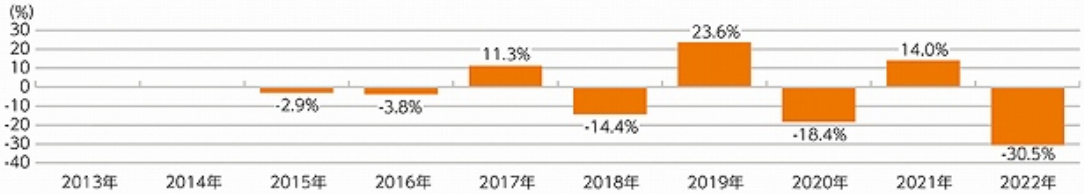

NN欧州リート・ファンド(資産形成コース／為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移

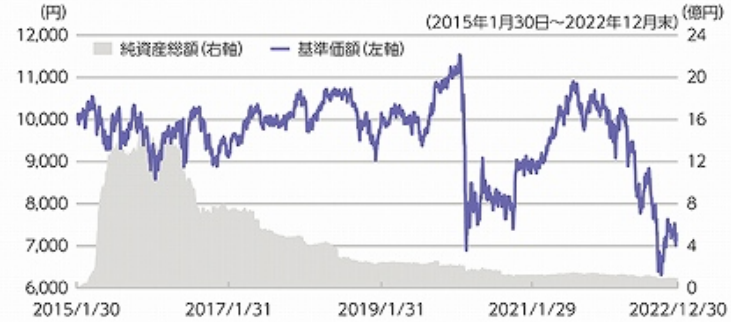

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

基準価額	7,282円
純資産総額	1.0億円

分配の推移

決算期	分配金
2020年６月	0円
2020年12月	0円
2021年６月	0円
2021年12月	0円
2022年６月	0円
2022年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

年間収益率の推移

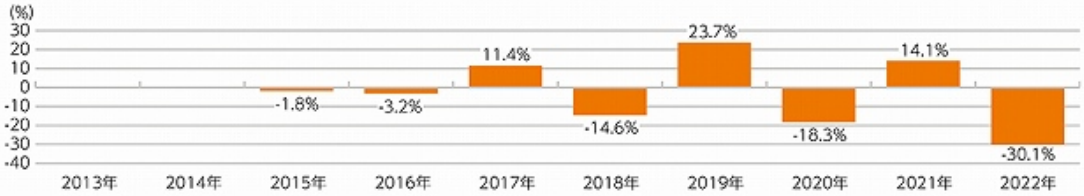

※2015年は設定日(1月30日)から年末までの収益率です。
※収益率は税引前の分配金を再投資したとみなして計算しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。
※当ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。委託会社のホームページでファンドの運用状況を適宜開示しています。

基準日：2022年12月29日

主要な資産の状況

主要投資対象であるNNケイマン・ファンズⅡ-NN(C)ヨーロピアン・リート・ファンド(現:ゴールドマン・サックス・ケイマン・ファンズⅡ－ヨーロピアン・リート・ファンド)の状況

資産構成比率

資産の種類	投資比率(%)
リート	72.2
株式等	27.8
現金等	0.0
合　計	100.0

国別上位投資比率

順位	国名	投資比率(%)
1	英国	30.4
2	フランス	25.3
3	ベルギー	13.1
4	スイス	11.1
5	ドイツ	9.4

組入上位10銘柄

順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	リート	フランス	ウニベイル-ロダムコ-ウエストフィールド	8.1
2	株式	ドイツ	ヴォノヴィア	6.7
3	リート	フランス	ジェシナ	6.7
4	株式	スイス	スイス・プライム・サイト	6.1
5	リート	ベルギー	ウェアハウス・ド・ポウ	5.5
6	リート	英国	SEGRO	5.4
7	リート	英国	ランド・セキュリティーズ・グループ	4.9
8	リート	フランス	クレピエール	4.7
9	リート	ベルギー	コフィニモ	4.0
10	リート	フランス	コビビオ	3.9

※投資比率は純資産総額に対する各資産の投資割合です。
※投資比率の単位未満を四捨五入しているため、資産構成比率の合計が100.0%にならない場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。
受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。
受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません。）。
販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、アムステルダムの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日、12月24日においては、原則として取得の申込みを受付けないものとします。
委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取消すことができます。
※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。
販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、アムステルダムの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日、12月24日においては、原則として換金の申込みを受付けないものとします。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。
一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.2％）を控除した額となります。
ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号 03－4567－0653（営業日の9：00～17：00）

○委託会社のホームページ
アドレス www.nnip.co.jp

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社を通じて支払われます。
委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求を取消すことができます。
※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同

口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03－4567－0653（営業日の9：00～17：00）

○委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は2015年1月30日から2024年6月17日までとします。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

＜NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）＞

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

＜NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）＞

ファンドの計算期間は、毎年6月16日から12月15日まで、および12月16日から翌年6月15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a信託の終了

(a) 委託会社は、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) 前(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 前 (b) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 前 (b) から (d) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 (b) から (d) までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(h) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(i) 当ファンドが投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には受託会社と合意のうえ、信託契約を終了し、信託を終了（繰上償還）させます。この場合、前 (b) から (d) までの手続は行いません。

b信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、前 (a) の事項（変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) 前 (b) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当 (c) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 前 (b) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) 前 (b) から前 (e) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) 前 (a) から前 (f) までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前 (a) から前 (g) までの手続きを準用します。

c反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

d運用報告書

＜NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）＞

委託会社は、毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

＜NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）＞

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

e公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金（一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ＮＮ欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和 4年 6月16日から令和 4年12月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

ＮＮ欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（令和 4年 6月16日から令和 4年12月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております

１【財務諸表】

【ＮＮ欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期末 (令和 4年 6月15日現在)	当期末 (令和 4年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,608,637	4,390,919
投資信託受益証券	321,369,295	246,794,139
親投資信託受益証券	2,196,747	2,196,537
流動資産合計	330,174,679	253,381,595
資産合計	330,174,679	253,381,595
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	555,652	478,979
未払解約金	8	24,839
未払受託者報酬	10,051	6,919
未払委託者報酬	301,474	207,541
その他未払費用	109,628	79,965
流動負債合計	976,813	798,243
負債合計	976,813	798,243
純資産の部		
元本等		
元本	555,652,830	478,979,965
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△226,454,964	△226,396,613
（分配準備積立金）	22,444,716	21,419,147
元本等合計	329,197,866	252,583,352
純資産合計	329,197,866	252,583,352
負債純資産合計	330,174,679	253,381,595

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　令和 3年12月16日 至　令和 4年 6月15日	当期 自　令和 4年 6月16日 至　令和 4年12月15日
営業収益		
受取配当金	6,997,374	6,625,092
有価証券売買等損益	△80,854,898	△39,575,366
営業収益合計	△73,857,524	△32,950,274
営業費用		
受託者報酬	65,596	47,889
委託者報酬	1,967,639	1,436,562
その他費用	113,301	82,421
営業費用合計	2,146,536	1,566,872
営業利益又は営業損失（△）	△76,004,060	△34,517,146
経常利益又は経常損失（△）	△76,004,060	△34,517,146
当期純利益又は当期純損失（△）	△76,004,060	△34,517,146
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	73,725	△460,430
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△151,385,049	△226,454,964
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,224,702	39,181,207
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,224,702	39,181,207
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,830,172	1,898,792
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,830,172	1,898,792
分配金	3,386,660	3,167,348
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△226,454,964	△226,396,613

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

前期末 (令和 4年 6月15日現在)	当期末 (令和 4年12月15日現在)
１． 特定期間の末日における受益権の総数 555,652,830口	１． 特定期間の末日における受益権の総数 478,979,965口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 226,454,964円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 226,396,613円
３． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5925円 (10,000口当たり純資産額) (5,925円)	３． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5273円 (10,000口当たり純資産額) (5,273円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 令和 3年12月16日
至 令和 4年 6月15日

分配金の計算過程

令和 3年12月16日から令和 4年 1月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,040,526円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,553,977円
分配準備積立金額	D	20,807,216円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,401,719円
当ファンドの期末残存口数	F	568,962,673口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	780円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	568,962円

令和 4年 1月18日から令和 4年 2月15日まで

項目		

当期
自 令和 4年 6月16日
至 令和 4年12月15日

分配金の計算過程

令和 4年 6月16日から令和 4年 7月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	859,009円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,225,288円
分配準備積立金額	D	22,382,867円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,467,164円
当ファンドの期末残存口数	F	554,737,500口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	819円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	554,737円

令和 4年 7月16日から令和 4年 8月15日まで

項目		

費用控除後の配当等収益額	A	816,797円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,594,917円
分配準備積立金額	D	21,271,880円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,683,594円
当ファンドの期末残存口数	F	569,394,858口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	784円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	569,394円

令和 4年 2月16日から令和 4年 3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,121,315円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,379,495円
分配準備積立金額	D	21,277,512円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,778,322円
当ファンドの期末残存口数	F	563,397,402口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	794円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	563,397円

令和 4年 3月16日から令和 4年 4月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,127,791円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,394,712円
分配準備積立金額	D	21,804,613円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,327,116円
当ファンドの期末残存口数	F	563,184,270口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	804円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	563,184円

令和 4年 4月16日から令和 4年 5月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	805,185円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,628,567円
分配準備積立金額	D	22,367,935円

費用控除後の配当等収益額	A	1,138,258円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,298,481円
分配準備積立金額	D	22,684,303円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,121,042円
当ファンドの期末残存口数	F	555,599,116口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	830円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	555,599円

令和 4年 8月16日から令和 4年 9月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	839,764円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	21,813,194円
分配準備積立金額	D	22,714,973円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,367,931円
当ファンドの期末残存口数	F	542,745,180口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	835円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	542,745円

令和 4年 9月16日から令和 4年10月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	879,958円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	21,552,963円
分配準備積立金額	D	22,697,626円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,130,547円
当ファンドの期末残存口数	F	535,692,062口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	842円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	535,692円

令和 4年10月18日から令和 4年11月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,034,534円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,130,455円
分配準備積立金額	D	21,488,386円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,801,687円
当ファンドの期末残存口数	F	566,071,761口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	809円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	566,071円

令和 4年 5月17日から令和 4年 6月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	818,139円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,234,784円
分配準備積立金額	D	22,182,229円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,235,152円
当ファンドの期末残存口数	F	555,652,830口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	814円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	555,652円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,653,375円
当ファンドの期末残存口数	F	499,596,151口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	853円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	499,596円

令和 4年11月16日から令和 4年12月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	789,793円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,326,796円
分配準備積立金額	D	21,108,333円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,224,922円
当ファンドの期末残存口数	F	478,979,965口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	860円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	478,979円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

前期 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	当期 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
１.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。	１.金融商品に対する取組方針 同左
２.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。	２.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	３.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ○市場リスクの管理 価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。 ○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2.金融商品の時価等に関する事項

前期末 (令和 4年 6月15日現在)	当期末 (令和 4年12月15日現在)
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
２.時価の算定方法 ○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	２.時価の算定方法 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	前期 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	当期 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△37,612,535	△1,297,866
親投資信託受益証券	―	―
合計	△37,612,535	△1,297,866

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	当期 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

前期 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日		当期 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日	
期首元本額	568,962,383円	期首元本額	555,652,830円
期中追加設定元本額	5,840,957円	期中追加設定元本額	4,184,073円
期中一部解約元本額	19,150,510円	期中一部解約元本額	80,856,938円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＮＮケイマン・ファンズⅡ‐ＮＮ（Ｃ）ヨーロピアン・リート・ファンド‐毎月分配シェア（円ヘッジ）	499,179,085	246,794,139	
投資信託受益証券 小計		499,179,085	246,794,139	
親投資信託受益証券	ＮＮ短期債券マザーファンド	2,097,935	2,196,537	
親投資信託受益証券 小計		2,097,935	2,196,537	
合計		501,277,020	248,990,676	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＮＮ欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期計算期間末 （令和 4年 6月15日現在）	第16期計算期間末 （令和 4年12月15日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,234,781	1,560,586
投資信託受益証券	109,407,537	99,788,039
親投資信託受益証券	748,703	748,632
流動資産合計	112,391,021	102,097,257
資産合計	112,391,021	102,097,257
負債の部		
流動負債		
未払解約金	157	-
未払受託者報酬	21,271	17,450
未払委託者報酬	638,059	523,537
その他未払費用	35,484	29,083
流動負債合計	694,971	570,070
負債合計	694,971	570,070
純資産の部		
元本等		
元本	134,285,137	134,922,451
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,589,087	△33,395,264
（分配準備積立金）	10,089,122	9,170,905
元本等合計	111,696,050	101,527,187
純資産合計	111,696,050	101,527,187
負債純資産合計	112,391,021	102,097,257

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期計算期間 自　令和 3年12月16日 至　令和 4年 6月15日	第16期計算期間 自　令和 4年 6月16日 至　令和 4年12月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△24,498,088	△11,619,569
営業収益合計	△24,498,088	△11,619,569
営業費用		
受託者報酬	21,271	17,450
委託者報酬	638,059	523,537
その他費用	36,826	30,311
営業費用合計	696,156	571,298
営業利益又は営業損失（△）	△25,194,244	△12,190,867
経常利益又は経常損失（△）	△25,194,244	△12,190,867
当期純利益又は当期純損失（△）	△25,194,244	△12,190,867
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	22,245	△1,912,914
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,939,568	△22,589,087
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,269,119
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,269,119
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	312,166	2,797,343
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	182,432	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	129,734	2,797,343
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,589,087	△33,395,264

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

第15期計算期間末 (令和 4年 6月15日現在)	第16期計算期間末 (令和 4年12月15日現在)
１． 計算期間の末日における受益権の総数 134,285,137口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 134,922,451口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 22,589,087円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 33,395,264円
３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8318円 (10,000口当たり純資産額) (8,318円)	３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7525円 (10,000口当たり純資産額) (7,525円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期計算期間
自 令和 3年12月16日
至 令和 4年 6月15日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,502,989円
分配準備積立金額	D	10,089,122円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,592,111円
当ファンドの期末残存口数	F	134,285,137口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,086円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第16期計算期間
自 令和 4年 6月16日
至 令和 4年12月15日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	5,507,969円
分配準備積立金額	D	9,170,905円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,678,874円
当ファンドの期末残存口数	F	134,922,451口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,087円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

第15期計算期間 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	第16期計算期間 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
１.金融商品に対する取組方針	１.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。	同左
２.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。	２.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 同左
３.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ○市場リスクの管理 価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。 ○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。	３.金融商品に係るリスク管理体制 同左
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2.金融商品の時価等に関する事項

第15期計算期間末 (令和 4年 6月15日現在)	第16期計算期間末 (令和 4年12月15日現在)
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
２.時価の算定方法 ○投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	２.時価の算定方法 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第15期計算期間 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	第16期計算期間 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△24,426,370	△10,451,891
親投資信託受益証券	△72	△71
合計	△24,426,442	△10,451,962

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第15期計算期間 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日	第16期計算期間 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）
元本の移動

第15期計算期間 自 令和 3年12月16日 至 令和 4年 6月15日		第16期計算期間 自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日	
期首元本額	137,536,362円	期首元本額	134,285,137円
期中追加設定元本額	6,105,413円	期中追加設定元本額	13,984,841円
期中一部解約元本額	9,356,638円	期中一部解約元本額	13,347,527円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＮＮケイマン・ファンズⅡ‐ＮＮ（Ｃ）ヨーロピアン・リート・ファンド‐年2回分配シェア（円ヘッジ）	124,985,020	99,788,039	
投資信託受益証券 小計		124,985,020	99,788,039	
親投資信託受益証券	ＮＮ短期債券マザーファンド	715,026	748,632	
親投資信託受益証券 小計		715,026	748,632	
合計		125,700,046	100,536,671	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ＮＮ欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）」および「ＮＮ欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）」は「ＮＮ短期債券マザーファンド」の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。
また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ＮＮ短期債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（令和 4年12月15日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	362,210,715
地方債証券	1,001,883,783
特殊債券	200,411,665
社債券	637,235,465
未収利息	1,612,785
前払費用	834,287
流動資産合計	2,204,188,700
資産合計	2,204,188,700
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	16,232
流動負債合計	16,232
負債合計	16,232
純資産の部	
元本等	
元本	2,105,180,006
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	98,992,462
元本等合計	2,204,172,468
純資産合計	2,204,172,468
負債純資産合計	2,204,188,700

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、償却原価法により評価しております。 ただし、時価と評価額に乖離が生じ、適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価に評価換えしております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

（令和 4年12月15日現在）	
１． 計算期間の末日における受益権の総数	
	2,105,180,006口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0470円
(10,000口当たり純資産額)	(10,470円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

自 令和 4年 6月16日
至 令和 4年12月15日

１.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

２.金融商品の内容及びリスク

当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

３.金融商品に係るリスクの管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

○市場リスクの管理

価格変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

○信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

（令和 4年12月15日現在）

１.貸借対照表計上額、時価及びその差額

金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。

２.時価の算定方法

○地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△412,716
特殊債券	△113,770
社債券	△122,419
合計	△648,905

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 令和 4年 6月16日 至 令和 4年12月15日
該当事項はありません。

（その他の注記）

（令和 4年12月15日現在）	
子ファンドの期首	令和 4年 6月16日
期首元本額	2,097,202,231円
対象期間中の追加設定元本額	232,743,540円
対象期間中の一部解約元本額	224,765,765円
期末元本額	2,105,180,006円
令和 4年12月15日現在の元本の内訳※	
ＮＮ欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジなし）	10,702,256円
ＮＮ欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジなし）	4,107,878円
ＮＮ欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）	2,097,935円
ＮＮ欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）	715,026円
ＮＮファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）	287,142円
ＮＮファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）	3,245,850円
ＮＮグローバルバランスファンドＶＡ（株２５型）（適格機関投資家専用）	38,599,493円
ＮＮグローバルバランスファンドＶＡ（株５０型）（適格機関投資家専用）	16,774,995円
ＮＮグローバルバランスファンドＶＡ（株７０型）（適格機関投資家専用）	16,771,600円
ＮＮマネープールＶＡ（適格機関投資家専用）	2,011,877,831円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
地方債証券	日本円	第７１９回東京都公募公債	100,000,000	100,225,007	
		第７２１回東京都公募公債	100,000,000	100,431,816	
		平成２４年度第１４回北海道公募公債	100,000,000	100,163,458	
		平成３０年度第２回北海道公募公債（５年）	100,000,000	100,044,650	
		平成３０年度第３回京都府公募公債	200,000,000	200,091,195	
		平成２５年度第６回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	100,499,226	
		第１２１回共同発行市場公募地方債	200,000,000	200,406,511	
		平成２９年度第１１回福岡市公募公債（５年）	100,000,000	100,021,920	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：45.45%	1,000,000,000	1,001,883,783 54.47%	
	合計			1,001,883,783	
特殊債券	日本円	第１８９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,216,415	
		第１３１回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	100,195,250	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：9.09%	200,000,000	200,411,665 10.89%	

	合計			200,411,665	
社債券	日本円	第４５回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,159,500	
		第５９回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	100,000,382	
		第２１８回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,000,640	
		第１２回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,016,056	
		第１２２回東武鉄道株式会社無担保社債（担保提供限定特約付）	137,000,000	137,017,266	
		第３３回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債（相模鉄道株式会社保証付）	100,000,000	100,041,621	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：28.91%	637,000,000	637,235,465 34.64%	
	合計			637,235,465	
合計				1,839,530,913	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2022年12月30日

1. NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）

Ⅰ　資産総額	244,385,598円
Ⅱ　負債総額	107,897円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	244,277,701円
Ⅳ　発行済口数	478,595,835口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5104円
（1万口当たり純資産額）	（5,104円）

2. NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）

Ⅰ　資産総額	98,521,745円
Ⅱ　負債総額	138,950円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	98,382,795円
Ⅳ　発行済口数	135,109,677口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7282円
（1万口当たり純資産額）	（7,282円）

（参考）

「NN短期債券マザーファンド」の純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	2,190,799,509円
Ⅱ　負債総額	34,230円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,190,765,279円
Ⅳ　発行済口数	2,092,400,635口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0470円
（1万口当たり純資産額）	（10,470円）

第4［内国投資信託受益証券事務の概要］

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請がある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

⑴ 資本金の額（2022年12月末現在）

①資本金の額：4億8,000万円

②会社が発行する株式総数：19,980株

③発行済株式総数：9,350株

④会社設立後の資本金の額の増減：

設立	1999年9月8日	資本金2億5,000万円
	2000年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	2001年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	2002年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	2007年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

⑵ 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

②運用体制

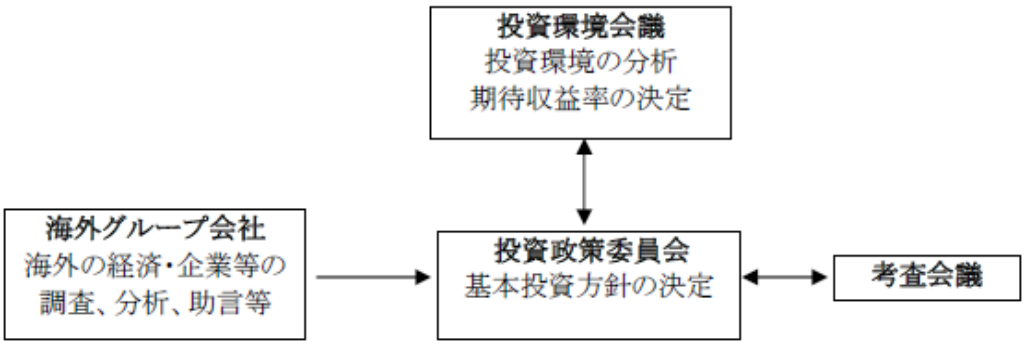

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。
また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。
2022年12月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	24	448,239
合計	24	448,239

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第23期事業年度（2021年１月１日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第24期事業年度の中間会計期間（2022年１月１日から2022年６月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別	第22期 (2020年12月31日)			第23期 (2021年12月31日)		
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
（資産の部）	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		1,482,579			1,725,537	
立替金		1,518			573	
未収委託者報酬		65,772			60,081	
未収運用受託報酬		141,321			151,379	
未収投資助言報酬		3,824			6,154	
その他の未収収益		105,691			115,474	
前払費用		26,226			26,886	
流動資産計		1,826,934	87.1		2,086,086	89.2
固定資産						
有形固定資産　※1		132,110			115,566	
建物附属設備	105,095			95,893		
器具備品	25,098			19,672		
リース資産	1,916			0		
無形固定資産		945			564	
ソフトウェア	945			564		
投資その他の資産		136,329			136,007	
長期差入保証金	79,212			74,831		
繰延税金資産	57,116			61,175		
固定資産計		269,386	12.9		252,138	10.8
資産合計		2,096,320	100.0		2,338,224	100.0

期別	第22期 （2020年12月31日）			第23期 （2021年12月31日）		
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
（負債の部）	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		4,050			4,366	
未払投資顧問料		77,790			92,899	
未払投資助言料		17,969			20,068	
未払金		30,215			23,219	
未払費用		12,866			13,445	
リース債務		2,305			―	
未払法人税等		63,710			163,248	
未払消費税等		26,221			46,292	
預り金		9,203			12,886	
賞与引当金		132,594			145,874	
役員賞与引当金		33,400			25,538	
流動負債計		410,326	19.6		547,840	23.4
固定負債						
賞与引当金		10,204			10,283	
役員賞与引当金		―			1,270	
退職給付引当金		620,795			652,087	
役員退職慰労引当金		10,107			21,193	
固定負債計		641,107	30.6		684,834	29.3
負債合計		1,051,434	50.2		1,232,675	52.7
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
（純資産の部）	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	22.9		480,000	20.5
資本剰余金						
資本準備金	240,000			240,000		
資本剰余金計		240,000	11.4		240,000	10.3
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	324,886			385,549		
利益剰余金計		324,886	15.5		385,549	16.5
株主資本合計		1,044,886	49.8		1,105,549	47.3
純資産合計		1,044,886	49.8		1,105,549	47.3
負債純資産合計		2,096,320	100.0		2,338,224	100.0

（２）【損益計算書】

	第22期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）			第23期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	279,620			271,306		
運用受託報酬	1,460,224			1,548,585		
投資助言報酬	11,708			19,828		
その他営業収益	443,171			448,384		
営業収益計		2,194,725	100.0		2,288,105	100.0
営業費用						
支払手数料		46,041			47,235	
支払投資顧問料		292,405			346,004	
支払投資助言料		68,165			77,697	
調査費		127,242			113,650	
調査費	126,683			113,165		
図書費	559			485		
委託計算費		19,122			18,704	
業務委託費		2,816			2,751	
営業雑経費		20,470			21,725	
通信費	4,950			3,323		
印刷費	6,504			5,371		
協会費	4,038			4,061		
諸会費	1,101			840		
その他営業費用	3,875			8,129		
営業費用計		576,264	26.3		627,770	27.4
一般管理費						
給料		735,609			680,649	
役員報酬	60,717			59,900		
給料・手当	483,506			435,065		
賞与	3,201			7,775		
賞与引当金繰入額	134,363			145,953		
役員賞与	20,420			5,144		
役員賞与引当金繰入額	33,400			26,809		
福利厚生費		109,490			96,316	
交際費		1,234			661	
旅費交通費		4,266			696	
租税公課		22,960			25,964	
不動産賃借料		75,960			82,534	
退職給付費用		39,716			31,291	

	第22期 （自　2020年１月１日 至　2020年12月31日）			第23期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		9,717			11,086	
固定資産減価償却費		31,203			19,276	
監査費用		15,252			16,199	
諸経費		78,889			90,837	
一般管理費計		1,124,302	51.2		1,055,514	46.1
営業利益		494,159	22.5		604,820	26.4
営業外収益						
受取利息	10			10		
受取配当金	137			112		
雑益	361			456		
営業外収益計		509	0.0		580	0.0
営業外費用						
支払利息	72			25		
為替換算差損	2,780			9,473		
雑損失	70			301		
営業外費用計		2,923	0.1		9,800	0.4
経常利益		491,745	22.4		595,599	26.0
特別損失						
固定資産除却損　※１	15,059			―		
特別損失計		15,059	0.7		―	―
税引前当期純利益		476,686	21.7		595,599	26.0
法人税、住民税及び事業税		129,418	5.9		214,110	9.4
法人税等調整額		22,460	1.0		△4,058	△0.2
当期純利益		324,807	14.8		385,547	16.9

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年１月１日　至　2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	480,000	240,000	240,000	287,404	287,404	1,007,404	1,007,404
当期変動額							
剰余金の配当				△287,325	△287,325	△287,325	△287,325
当期純利益				324,807	324,807	324,807	324,807
当期変動額合計	－	－	－	37,481	37,481	37,481	37,481
当期末残高	480,000	240,000	240,000	324,886	324,886	1,044,886	1,044,886

当事業年度（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	480,000	240,000	240,000	324,886	324,886	1,044,886	1,044,886
当期変動額							
剰余金の配当				△324,884	△324,884	△324,884	△324,884
当期純利益				385,547	385,547	385,547	385,547
当期変動額合計	－	－	－	60,663	60,663	60,663	60,663
当期末残高	480,000	240,000	240,000	385,549	385,549	1,105,549	1,105,549

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（イ）リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	８～18年
器具備品	４～15年

（ロ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）

(1) 概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。
ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日
2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響はありません。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）

(1) 概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。
・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日
2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 （2020年12月31日現在）	第23期 （2021年12月31日現在）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　7,269千円 器具備品　25,365千円 リース資産　7,943千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　16,470千円 器具備品　26,469千円 リース資産　9,860千円

（損益計算書関係）

第22期 自　2020年１月１日 至　2020年12月31日	第23期 自　2021年１月１日 至　2021年12月31日
※１　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物附属設備　2,316千円 器具備品　828千円 ソフトウェア　11,914千円	――――

（株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

第22期（自2020年１月１日至2020年12月31日）

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	9,350	－	－	9,350

第23期（自2021年１月１日至2021年12月31日）

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	9,350	－	－	9,350

２．配当に関する事項

第22期（自2020年１月１日至2020年12月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年３月26日株主総会	普通株式	287,325	利益剰余金	30,730.00	2019年12月31日	2020年3月27日

第23期（自2021年１月１日至2021年12月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年３月26日株主総会	普通株式	324,884	利益剰余金	34,747.00	2020年12月31日	2021年3月29日

（リース取引関係）

１．所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

管理部が主管するコピー機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,482,579	1,482,579	―
(2) 未収委託者報酬	65,772	65,772	―
(3) 未収運用受託報酬	141,321	141,321	―
(4) その他の未収収益	105,691	105,691	―

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注２）長期差入保証金（貸借対照表計上額79,212千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,482,579	―
(2) 未収委託者報酬	65,772	―
(3) 未収運用受託報酬	141,321	―
(4) その他の未収収益	105,691	―
合計	1,795,364	―

当事業年度末（2021年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,725,537	1,725,537	―
(2) 未収委託者報酬	60,081	60,081	―
(3) 未収運用受託報酬	151,379	151,379	―
(4) その他の未収収益	115,474	115,474	―

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注２）長期差入保証金（貸借対照表計上額74,831千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,725,537	―
(2) 未収委託者報酬	60,081	―
(3) 未収運用受託報酬	151,379	―
(4) その他の未収収益	115,474	―
合計	2,052,472	―

（退職給付関係）

前事業年度（自2020年１月１日　至2020年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	631,771 千円
退職給付費用	39,716 千円
退職給付の支払額	50,692 千円
退職給付引当金の期末残高	620,795 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,716 千円

当事業年度（自2021年１月１日　至2021年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	620,795 千円
退職給付費用	31,291 千円
退職給付の支払額	－ 千円
退職給付引当金の期末残高	652,087 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	31,291 千円

（税効果会計関係）

第22期 （2020年12月31日現在）		第23期 （2021年12月31日現在）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	43,725千円	賞与引当金	47,815千円
退職給付引当金	190,087	退職給付引当金	199,669
役員退職慰労引当金	3,094	役員退職慰労引当金	6,489
未払費用	3,939	未払費用	4,116
未払事業税	5,017	未払事業税	9,243
資産除去債務	992	資産除去債務	2,316
その他	7,970	その他	3,536
繰延税金資産小計	254,828	繰延税金資産小計	273,186
評価性引当額	△197,711	評価性引当額	△212,011
繰延税金資産合計	57,116	繰延税金資産合計	61,175
繰延税金資産の純額	57,116	繰延税金資産の純額	61,175
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
	（%）		（%）
法定実効税率	30.6	法定実効税率	30.6
（調整）		（調整）	
評価性引当額の増減	△5.0	評価性引当額の増減	2.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1
住民税均等割	0.1	住民税均等割	0.1
前期確定申告差異	0.6	その他	△0.0
その他	1.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.8		

（資産除去債務関係）

第22期 （2020年12月31日現在）	第23期 （2021年12月31日現在）
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

１．商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自2020年１月１日　至2020年12月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	米州	合計
1,460,414	121,863	332,826	1,915,104

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬279,620千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自2021年１月１日　至2021年12月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	米州	合計
1,548,837	170,671	297,290	2,016,798

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬271,306千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自2020年１月１日　至2020年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,435,750	資産運用業
Voya Investment Management LLC	332,826	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2021年１月１日　至2021年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,525,364	資産運用業
Voya Investment Management LLC	297,290	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

前事業年度（自2020年１月１日　至2020年12月31日）

（ア）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	NNインベストメント パートナーズ	オランダ、ハーグ	193,385ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用委託	業務受託報酬の受取	116,870	未収入金	35,697
							運用受託	業務委託報酬の支払	121,831	未払金	29,742
同一の親会社を持つ会社	エヌエヌ生命保険（株）	東京都千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	1,435,750	未収入金	134,100

（注）(1) 上記(ア）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度（自2021年１月１日　至2021年12月31日）

（ア）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	NNインベストメント パートナーズ	オランダ、ハーグ	193,385ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用委託	業務受託報酬の受取	170,671	未収入金	47,293
							運用受託	業務委託報酬の支払	114,225	未払金	27,524
同一の親会社を持つ会社	エヌエヌ生命保険（株）	東京都千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	1,525,364	未収入金	144,348

（注）(1) 上記(ア）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NN Group N.V.（ユーロネクスト・アムステルダム証券取引所に上場）
NN Insurance Eurasia N.V.（非上場）
NN Investment Partners Holdings N.V.（非上場）
NN Investment Partners International Holdings B.V.（非上場）

（１株当たり情報）

第22期 自　2020年１月１日 至　2020年12月31日	第23期 自　2021年１月１日 至　2021年12月31日
１株当たり純資産額　111,752円55銭 １株当たり当期純利益金額　34,738円76銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	１株当たり純資産額　118,240円58銭 １株当たり当期純利益金額　41,235円03銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第22期 自　2020年１月１日 至　2020年12月31日	
当期純利益（千円）	324,807
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式にかかる当期純利益（千円）	324,807
普通株式の期中平均株式数（株）	9,350

第23期 自　2021年１月１日 至　2021年12月31日	
当期純利益（千円）	385,547
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式にかかる当期純利益（千円）	385,547
普通株式の期中平均株式数（株）	9,350

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間末 (2022年６月30日)					
資産の部			負債の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
		%			%
流動資産			流動負債		
現金・預金	1,421,816		未払手数料	4,144	
未収委託者報酬	53,461		未払投資顧問料	107,908	
未収運用受託報酬	158,557		未払投資助言料	19,643	
未収投資助言報酬	7,500		未払金	37,379	
その他の未収収益	117,864		未払費用	11,669	
前払費用	30,714		未払法人税等	91,094	
その他	1,604		未払消費税等　※２	27,881	
流動資産合計	1,791,520	89.2	預り金	10,144	
			賞与引当金	75,366	
			役員賞与引当金	19,090	
			流動負債合計	404,322	20.1
固定資産			固定負債		
有形固定資産　※１	108,528		賞与引当金	3,767	
無形固定資産	383		役員賞与引当金	1,062	
投資その他の資産	107,460		退職給付引当金	670,223	
長期差入保証金	72,670		役員退職慰労引当金	27,761	
繰延税金資産	34,790		固定負債合計	702,814	35.0
固定資産合計	216,372	10.8	負債合計	1,107,136	55.1
			純資産の部		
			科目	金額	構成比
					%
			株主資本		
			資本金	480,000	23.9
			資本剰余金	240,000	12.0
			資本準備金	240,000	
			利益剰余金	180,755	9.0
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金	180,755	
			株主資本合計	900,755	44.9
			純資産合計	900,755	44.9
資産合計	2,007,892	100.0	負債純資産合計	2,007,892	100.0

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 自　2022年１月１日 至　2022年６月30日		
科目	金額	百分比
		%
営業収益		
委託者報酬	124,452	
運用受託報酬	811,201	
投資助言報酬	15,167	
その他営業収益	233,220	
営業収益合計	1,184,041	100.0
営業費用・一般管理費		
営業費用		
支払手数料	23,330	
支払投資顧問料	195,468	
支払投資助言料	38,801	
その他営業費用	79,607	
一般管理費　※１	545,526	
営業費用・一般管理費合計	882,733	74.6
営業利益	301,307	25.4
営業外収益　※２	5	0.0
営業外費用　※３	16,704	1.4
経常利益	284,608	24.0
特別利益	84	0.0
特別損失	180	0.0
税引前中間純利益	284,512	24.0
法人税、住民税及び事業税	77,373	6.5
法人税等調整額	26,385	2.2
法人税等合計	103,758	8.8
中間純利益	180,753	15.3

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	480,000	240,000	240,000	385,549	385,549	1,105,549	1,105,549
当中間期変動額							
剰余金の配当				△385,547	△385,547	△385,547	△385,547
中間純利益				180,753	180,753	180,753	180,753
当中間期変動額合計				△204,793	△204,793	△204,793	△204,793
当中間期末残高	480,000	240,000	240,000	180,755	180,755	900,755	900,755

注記事項

（重要な会計方針）

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　８～18年

器具備品　　４～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

３．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、およびその他営業収益を稼得しております。

①　委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に一定割合として認識され、当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約等に基づき純資産価額に一定割合として認識され、当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

④ その他営業収益

グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しています。これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（2022年６月30日）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	21,071千円
器具備品	26,135千円
リース資産	9,860千円

※２　仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間　（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

※１　減価償却実施額

有形固定資産	7,794千円
無形固定資産	181千円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取利息	5千円

※３　営業外費用のうち主要なもの

為替差損	16,617千円
雑損	87千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 （株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間末 株式数 （株）
普通株式	9,350	－	－	9,350

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年３月30日 株主総会	普通株式	385,547	利益剰余金	41,235.00	2021年12月31日	2022年３月31日

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他の未収収益、未払投資顧問料は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年６月30日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間　（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

（単位：千円）

	運用報酬
委託者報酬	124,452
運用受託報酬	811,201
投資助言報酬	15,167
その他営業収益	233,220
合　　計	1,184,041

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）　３．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
当中間会計期間（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）
１．サービスごとの情報
　単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
（1）営業収益

（単位:千円）

日本	欧州	米州	合計
812,516	109,036	138,035	1,059,589

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬124,452千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（2）有形固定資産
　本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位:千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	801,188	資産運用業
VOYA Alternative Asset Management LLC	130,878	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載はありません。

（1株当たり情報）
当中間会計期間　（自　2022年１月１日　至　2022年６月30日）
１株当たり純資産額　96,337円53銭
１株当たり中間純利益金額　19,331円95銭
　なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
（注）１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	180,753千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株主にかかる中間純利益	180,753千円
普通株式の期中平均株式数	9,350株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

⑴ 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

⑵ 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

⑴ 受託会社

名称	資本金の額 (2022年12月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

⑵ 販売会社

名称	資本金の額 (2022年12月末現在)	事業の内容

岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751百万円	
西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円	
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	
Jトラストグローバル証券株式会社	3,000百万円	
木村証券株式会社	500百万円	
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
山和証券株式会社	585百万円	
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	5,165百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
北洋証券株式会社	3,000百万円	
十六TT証券株式会社※	3,000百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	

※NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）のみを取扱います。NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）は取扱いません。

2【関係業務の概要】

⑴ 受託会社

受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

⑵ 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

3【資本関係】

⑴ 受託会社

該当事項はありません。

⑵ 販売会社

該当事項はありません。

（参考情報）

＜再信託受託会社＞

名　　称	株式会社日本カストディ銀行
資　　本　　金	51,000百万円（2022年12月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

当ファンドについては当計算期間において金融商品取引法第25条第1項に掲げる次の書類を提出しております。

2022年8月25日	**臨時報告書**
2022年9月15日	**有価証券届出書の訂正届出書 有価証券報告書**
2022年11月25日	**臨時報告書**

独立監査人の監査報告書

2022年３月18日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野島 浩一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月15日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNN 欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）の令和４年６月16日から令和４年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NN 欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）の令和４年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの令和４年６月15日をもって終了した前特定期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して令和４年９月２日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

令和５年２月15日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNN 欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）の令和４年６月16日から令和４年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NN 欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）の令和４年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの令和４年６月15日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して令和４年９月２日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2022年９月28日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2022年１月１日から2022年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の2022年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年１月１日から2022年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。